

1. 議事日程（第2日目）

（平成20年度安芸高田市決算審査特別委員会）

平成21年 9月29日  
午前10時00分 開議  
於 安芸高田市議場

1、開 議

2、議 題

- (1) 認定第 1号 平成20年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- (2) 認定第 7号 平成20年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- (3) 認定第 8号 平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- (4) 認定第 9号 平成20年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- (5) 認定第10号 平成20年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- (6) 認定第11号 平成20年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- (7) 認定第12号 平成20年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- (8) 認定第13号 平成20年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
- (9) 認定第14号 平成20年度安芸高田市水道事業決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（9名）

委員	大 下 正 幸	委員	先 川 和 幸
委員	宍 戸 邦 夫	委員	前 川 正 昭
委員	秋 田 雅 朝	委員	青 原 敏 治
委員	金 行 哲 昭	委員	亀 岡 等
委員	塚 本 近		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名（29名）

市	長	浜田一義	副市	長	藤川幸典
総務企画部長		清水盤	会計管理者(兼会計課長)		立田昭男
八千代支所長		藤本宏良	美土里支所長		長井敏博
高宮支所長		宮木雅之	甲田支所長		深本正博
向原支所長		三上信行	建設部長(公営企業部長)		廣政克行
建設部付(経営管理担当)		小野直樹	管理課長		南部政美
管理課工事検査員(兼入札・検査係長)		大田伸一郎	管理課建設管理係長		栗森敏彦
住宅政策課長		佐々木泰司	住宅政策課主幹(兼住宅係長)		青山勝
建設課長		河野正治	建設課維持係長		岩崎邦久
建設課工務係長		河野恵	地域高規格道路推進室長(兼事業推進係長)		近永義和
水道課(公営企業部水道課)長		近永和明	水道課(公営企業部水道課)業務係長		佐々木幸浩
水道課(公営企業部水道課)建設係長		伊藤良治	下水道課長		新川昭夫
下水道課主幹		上本文生	下水道課業務係長		叶丸一雅
下水道課建設係長		小玉勝	清流園場長		田中公三
行政経営課長		武岡隆文			

5. 職務のため出席した事務局の職氏名(3名)

議会事務局	長	益田博志	部付(経営管理担当兼総務係長)	上杉浩二
主	任	倉田英治		



午前10時00分 開議

○青原委員長

おはようございます。

ただいまの出席委員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりでございます。

なお、市長は、他の公務の都合により、午前の中途中で退席をされる予定でございます。

認定第1号、平成20年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち、建設部所管部分の審査を議題といたします。

部長から決算の概要について説明を求めます。

廣政建設部長。

○廣政建設部長(公営企業部長)

おはようございます。

建設部におけます一般会計の決算概要を私のほうから申し上げます。

一般会計におきましては、快適で賑わいのあるまちづくりを基本施策として、主に国道、地域高規格道路事業推進、県道、また河川の改良、改修の促進、市道等の改良、維持を初めといたしまして、市営住宅、若者定住住宅の建設、管理運営、また7つ特別会計及び地方公営企業の適用の水道事業会計の上下水道事業の基本計画、実施計画、施設管理運営、事業推進を図ってきたところであります。新事業といたしましては、定住と交流のネットワークづくりといたしまして、橋梁長寿命化を図るための市道橋梁の調査、安全で快適な生活環境の創造といたしまして若者定住住宅建設事業、これにつきましては高宮の木造2階建て3棟、3戸になりますが、及び地域との交流施設として集会所の建設、向ヶ丘住宅の一部解体、市営住宅火災報知機の設置、し尿処理施設整備等を初め、上水道の分担金、水道料金の統一、また水道事業の包括民間委託の検討を進めてまいったところであります。

歳出につきましては、平成20年度主要施策の成果に関する説明書で申しますと112ページ、115ページのし尿処理関係が建設部関係になります。また、土木費関係におきますと、同じく成果に関する調書で申し上げますと153ページから165ページになります。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げます。よろしくご審議のほどお願いします。

○青原委員長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

亀岡委員。

○亀岡委員

歳入の関係ですが、これはどこ言ってもええんですよね、建設部の関係なら。

○青原委員長

はい、いいです。

○亀岡委員

28ページ、決算書で言えば、関係いたしますが市営住宅の使用料、これは現年分、繰り越し分ともありますが、収入未済額ですね、いろいろ

ご努力はいただいておりますと思うところですが、それらの主たる理由とそれに対する対応と申しますか、収納を求める取り組みはどのようにしておられるのか、そういった点をお伺いします。

○青原委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

佐々木住宅政策課長。

○佐々木住宅政策課長 ただいまの住宅使用料の滞納額のご質問でございますけれども、住宅使用料につきまして、滞納額の合計が1,038万5,820円に累計がなっております。現年分の滞納額220万5,700円、96.61%の収納率でございます。滞納整理につきましてはかなりの率のアップを見ておりますけれども、現年分の滞納が96.61%ということで、100何万円が前年よりふえてきております。現在、呼び出し等を行うよう段取りを進めております。

今年度になりまして、滞納整理をやっておりますけれども、内訳といたしましては、現在の入居者、現入居者が709万6,000円程度、退去されてる方が328万9,000円程度で1,000万円余りとなっております。滞納整理を行いまして、50名の滞納者数がありましたけれども、現在42名で、8名の方が完納ということになっておりまして、50数万円の滞納徴収はしております。10月以降、集中的に呼び出し等をかけて滞納整理を行う予定でおります。以上でございます。

○青原委員長 亀岡委員。

○亀岡委員 住宅も年々古くなっていくというか、そういう面で使用料金を変えろとか、改定ですね、そういったような必要があるとか、そういうことについての考え方というのはどうなんですかいね。

○青原委員長 佐々木住宅政策課長。

○佐々木住宅政策課長 公営住宅につきましては、国の計算方式に基づきまして建設費と経年係数、それから立地条件等によります利便係数を掛け合わせて、その入居されてる方の収入によりまして家賃を決めることとなっておりますので、単独で家賃を決定するということは仕組み上できないこととなっております。

○亀岡委員 わかりました。

○青原委員長 よろしいですか。

ほかに。

金行委員。

○金行委員 今回の住宅で、20年ですよ、若者定住住宅建設事業で、部長が説明されたように地域との交流の集会所の整備を行いましたよね。その行った分の状況はどんななか。それと、若者定住造成事業を向原の向ヶ丘住宅ですか、あれの進捗状況、大体21年度までになっとった思うんです。進捗状況はどんななかいうのと、それともう1点、やっぱり新規事業で、市営住宅の火災報知機の件はこれはしなさいということで、21年度内で全部するというので出ておりましたよね、その進捗状況、この3点お聞きしますよ。

○青原委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

佐々木住宅政策課長。

○佐々木住宅政策課長 若者定住住宅の集会所でございますけども、地域の方との交流を毎月行ってもらっているものというふうにお聞きしております。それから、若い方の集会の場所としてご利用をいただいておりますというふうにお聞きしております。

それから、向ヶ丘の21年度末ということでございますけども、一応向ヶ丘の住宅につきましては、20年度の後半、1月に現在の入居の方6名と災害で移転をされてらっしゃる1名、合計7名の方がいらっしゃいますけども、来年度の9月ぐらいをめどに移転方法を考えたいということ、移転希望がほとんど向原の中で移動したいということで、説明会をしまして、移転希望がほとんど向原の中で移動したいということで、現在向原には朝日が丘住宅が4戸空き室ができました。それから、尾原住宅に向ヶ丘住宅から移転をされてる方が結構おられるようで、そちらのほうに行きたいということで、現在9月の初めに1戸あきましたので、10月の段階で説明に入っていきたいというふうに思っております。ちなみに、国司住宅も吉田から移転される方が減りましたので2戸と、それから甲田町の緑ヶ丘住宅に1室空き室がありますので、それ等を含めて、雇用促進住宅の移転も含めて10月の段階で向ヶ丘住宅の入居の方にご希望を伺いに説明会に入る予定にしております。

それから、火災報知機の設置でございますが、これにつきましては、22年度まで、20年、21年、22年をかけてすべて完了する予定で現在作業を進めております。今年度の分についてはもう既に発注して設置をしていただいております。以上でございます。

○青原委員長 よろしいですか。

秋田委員。

○秋田委員 道路橋梁費について何点かお伺いさせていただきたいと思えます。

まず、決算書のほうで9ページに土木費、道路橋梁費とあって、不用額が3,100何万ということが出ておまして、その決算書のほうの115ページに行きますと、その内容について、最たるものは道路維持費における委託料の2,695万1,886円というふうになっておりますが、その委託料の部分についてちょっとご説明をさせていただきたいと思えます。

○青原委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

河野建設課長。

○河野建設課長 ただいまのご質問でございますが、委託料の不用額2,695万1,886円でございますが、この不用額は、主には除雪の費用が不用になったということで額がふえております。市道の関係の除雪費の不用額995万4,326円、それから県道におけます不用額1,640万6,620円というように除雪の関係が主でございます。以上でございます。

○青原委員長 どうぞ。

○秋田委員 2回させてもらって。

○青原委員長 よろしいですか。

秋田委員。

○秋 田 委 員 つづいて、成果に関する説明書のほうの154ページで、道路橋梁維持管理費ですか、の中で道路台帳の更新ということでちょっとお伺いしたいと思います。

総括として、市道認定が1路線と、それから改良済みが1路線221メートルの更新を行ったとあります。19年度決算では、市道認定が2路線と、それから改良済みが10路線というふうに報告受けました。その道路台帳整備について、平成20年度決算時点では目標に対してどの程度の進捗状況になったのかをまずお伺いしたいと思います。

○青原委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。だれが言われますか。

河野建設課長。

○河野建設課長 道路台帳の関係でございますが、道路台帳の更新は、改良済みのごとに毎年更新を行っておるわけございまして、改良済みのところを台帳整備ということで行っております。

それから、市道認定の関係でございますが、この路線につきましては、これは小原中央線ということで以前台帳に漏れておったところを掲載したところでございます。その委託料で実施をしております。

○青原委員長 秋田委員。

○秋 田 委 員 お伺いしたかったのは、ずっと今までも続けて台帳整備をされてこられた経緯の中で、20年度の決算時点で今目標とされとるというか、全体的な中での進捗状況のパーセンテージとか、そういった形をお伺いしたかったんですけど。

○青原委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長 再開をいたします。

答弁を求めます。

河野建設課長。

○河野建設課長 道路台帳につきましては、各町からの台帳を取り寄せておりますので、その台帳については更新業務でありますので、一応100%台帳上では整備をされております、が、詳細につきまして漏れたところがあれば修正をかけておるとこの状況でございます。一応100%でございます。

○青原委員長 よろしいですか。

秋田委員。

○秋 田 委 員 わかりました。一応100%済んだということで理解させていただきます。

そして、また今のところで成果と課題のところでですね、19年度も20年度も決算で同じ文言ですが、市道の町際の道路について調査が必要となっております。今回の決算では委託業務が2つほど、幹線市道見直し業務とか道路台帳調書整理業務とかがふえておりますけども、そこらあたりは、

町際の整備が必要だというようなところにもつながってくるのか、また、その2業務ふえたことによって台帳整備等の効果が出たのかどうかというような形の質問させていただきたいと思います。

○青原委員長 答弁を求めます。  
南部管理課長。

○南部管理課長 ただいまのご質問でございますが、旧町の町の町境のところ、それぞれの市道のこちらでは1級ですが、向こう側では2級というような現象が一部以前にわかりました。それを今随時調査をしながら調整をしているところでございます。そういう意味で、町際の道路についての調査が必要であるという文言を入れさせていただいております。以上でございます。

○青原委員長 よろしいですか。  
秋田委員。

○秋田委員 わかりました。  
最後に、成果に関する説明書の163ページの橋梁維持費の中で、地域事業として橋梁長寿命化修繕計画ということで20年度新規事業とされましたけども、この計画についての目標年度というか、計画を策定の目標年度と、それから20年度に59の橋の点検を実施とあります。その部分について点検内容と補修順位をつけるとあったと思うんですが、その内容についてはどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○青原委員長 答弁を求めます。  
河野建設課長。

○河野建設課長 点検内容でございますが、橋梁の15メートル以上のものの腐食状況、あるいは亀裂状況、あるいは鉄骨でありますとボルトの脱落等の点検、コンクリート橋でありますとひび割れ等、あるいは中の鉄筋が露出しておるかとかといったところの目視点検が点検内容となっております。それで、20年度59橋、残り15メートル以上のものを本年度実施の予定でございます。今後におきましては、21年度、15メートル以上から少し短い橋、10メートル前後から15メートル間の橋を約110橋、21年度につきまして実施する予定でございます。この点検が終わりましたら、長寿命化計画というのを、点検を実施した橋の状況を見ながら、今後これが老朽度をどのぐらいに判定するかということで、さらにその橋の状況を点検、老朽化をはかる調査をすることにしております。予定としましては来年、22年度以降の長寿命化の策定計画の予定でございます。

○青原委員長 秋田委員。

○秋田委員 22年度以降から修繕計画に入っていくということでございまして、先ほどちょっと伺った補修、点検箇所をされた中で、今度は補修順位を決めていかれるということなんですが、その部分の補修順位はどういうところを優先順位にしていくのかということが伺いたかったのと、それから今度は、いろいろ市民の要望がある中で、例えば橋梁の欄干とか塗装についてなんかの要望も出てくると思うんですが、そこらあたりは点

検が済んだら取り組みをなされるように考えておられるかどうか、再度お伺いいたします。

○青原委員長

河野建設課長。

○河野建設課長

この点につきましては、来年度以降その計画策定でございますが、これは老朽度の判定をまず行わないとどれが優先になるかということがありますので、この点につきましてはかなり専門的になりますので、専門的なところに調査を依頼いたしまして、それで判定をしていただくというようなことを考えております。ですから、その専門家等によります判定の結果を待つというような状況でございます。

○青原委員長

以上ですか。

○河野建設課長

以上でございます。

○青原委員長

秋田委員。

○秋田委員

塗装の要望とか出てきたら、それは今は老朽度の話も出ましたけども、そこらあたりは随時取り組んでいかれる考えがあるかどうかということ、最後に伺ったんです。

○青原委員長

河野建設課長。

○河野建設課長

それらも含めまして全体的な整備的なものをつくっていく必要がありますので、それは全体で考えさせていただきたいと思います。

○青原委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

先川委員。

○先川委員

2点ほどお尋ねします。153ページに土木職員研修費というのがありますけども、今後、職員数も減り、ますます専門ニーズが要求される中、新たに専門職の方を採用される方向があるのかどうかということをお尋ねしたいのと、もう一つは、堆積土についてお尋ねします。最近、異常気象で河川のはんらん等、非常に時間当たり100ミリを超える雨量が出たりなんかするわけですが、堆積土のいわゆる除去の基準ですね、一つは、そういう安全性の面で撤去をしないといけないというのがあると思いますが、一方で蛍とか、生態系を含めた、そういう取ったら翌年度から蛍が出なくなると、こういうようなこともあろうかと思えますね。そういう安全か生態系かどちらをとるかということになるわけですが、いわゆる撤去する基準ですね、例えば河床がどのぐらい堆積したら撤去するとか、こういうのがあれば教えていただきたいと思えます。

○青原委員長

答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長

最初の先川委員のご質問、専門職を雇うかどうかということなんですけど、これから権限移譲とか、いろんな専門的な業務がふえてきます。だけど、市の大きな職員の削減計画というのもございますので、それらを賄っていくためには、いわゆる新規採用というのも非常に、検討はしますけど、難しい状況。ただ、一時的に専門職の方をちょっと手伝ってもらおうというようなことは一応考えてみたいと、かように思ってます。これ



も全体の職員の削減計画の中で、バランス的に一応考えていきたいと思  
います。一番大切なのは安芸高田市の業務が停滞しては困るんで、停滞  
がないような、例えば建築屋さんにしてもちゃんとした資格を持った方  
が市内におられれば人材活用としてちゃんと臨時的にもお願いをしてい  
きたいと、こういうような幅を持った計画でいきたいと思っております、  
ご理解を賜りたいと思います。

それから、堆積土の基準ですけど、今のとこないんじゃないかと思っ  
てるんですけど、ただ、地元の蛍の活用とかあるんで、そういう要望を  
聞きながらできるだけ環境にも配慮した堆積土の除去には努めてまいり  
たいと、かように思っております。

○青原委員長 よろしいですか。

○先川委員 はい。

○青原委員長 ほかに質疑は。

亀岡委員。

○亀岡委員 河川の維持管理費のところ、総括のプランとして、災害等を未然に  
防ぐ目的での小規模河川維持を緊急度に応じて実施しているということ  
で方針が具体的に示されておりますが、私たちが現場を見る場合に、こ  
こは早晚崩れるでと、崩れる前に手当てをしたたら経費が安くつくであ  
ろうというような場合は非常に多いんですね。ですが、これまでのとこ  
ろはやっぱり具体的な災害として発生し、それが認知されたものでない  
と災害復旧費も出ないというような基本的な姿勢があったと思いますが、  
このことを具体的にここに言われているように取り込まれると非常に財  
政面からもいろんな面でいいと思うんですが、しかし、それもどこまで  
を取り上げていくかというような具体的には大変難しい面もあるかとも  
思いますが、これは私が勉強不足かもわかりませんが、実施している  
ということになっていきますので、この場合どのような条件の場合にこう  
いうことを実施してこられたのか、そういった点をお伺いします。

○青原委員長 答弁を求めます。

河野建設課長。

○河野建設課長 河川の維持でございますが、市内には河川、非常にたくさんございま  
すが、実施をするに当たりましては特に水位が上がってるその周辺に住  
宅がありますとか、護岸が家に近いとか、そういう危険度の高いところ  
を優先的にやっておるところでございます。なお、額的には非常に何カ所  
もできないというところはございますが、そういった危険度に応じて実  
施をしているのが現状でございます。以上でございます。

○青原委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

宋戸委員。

○宋戸委員 成果説明書の160ページ、それから決算書では116ページか主などで  
すけども、20年度においては、国の緊急対策の交付金でいろいろ職員さ  
んも大変忙しい目に遭われたというふうに思います。当初の予算を計上

されるに当たって今までの積み残しをきれいに整理しなさいと、そして必ずやらなくてはならないことをやるというような説明だったんです。その中で、明許繰り越しが当然として出てきたわけですけれども、それらの進捗状況というのはどうなのかなというふうに思うんです。その中でも特に、116ページの5,948万円の道路維持費についてどの程度進捗しておるのか、絶対的に繰越明許をされたというのは、緊急対策ですから景気浮揚策も入っておるといふふうに思うんですけれども、そこらの点について、特に5,948万円についてお聞きいたします。

○青原委員長 答弁を求めます。

河野建設課長。

○河野建設課長 繰り越しの関係でございますが、農林費の繰り越しにつきましては、経済対策の繰り越しでございますが、これは完了をしております。道路の維持関係、金額的に5,948万円を繰り越しておりますけれども、そのうち道路部分でございますが、道路を44件繰り越しておりますが、その完成を見ておるところでございます。以上でございます。

○青原委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 それから、成果説明書の中の161ページに県委託県道維持、こういうのがあるわけです。これは県道ですからちょっとどこまで市として把握されてるかわかりませんが、これらに対する明許繰り越しというようなことはあるんですかね。

○青原委員長 河野建設課長。

○河野建設課長 県道維持の繰り越し事業というものはございません。

○青原委員長 よろしいですか。

○宍戸委員 はい。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

亀岡委員。

○亀岡委員 例えばいろんな面で維持というのはありますが、市道の路面の維持に例えてみますと状態が路面が壊れて、特に穴ぼこ状態になることが舗装道路において多いんですが、これを住民のほうから市のほうへ、もちろん市を通じたりして具体的にこれを直してくださいとかいうような要望が出る場合もかなりあると思いますよね。そういうこともあります。住民の人が遠慮をして、自分らが言わなくてもやってもらえるだろうというような思いで、そういう声が住民の側から上がってこない場合もあるんじゃないかと。行政の側からも、姿勢としては維持管理課のほうで適当に計画的といいますか、巡回して状態を把握をしてもらうというのが基本的だと思いますが、そういった面での具体的なこれまでのやり方ですね、どのようにやっておっていただくのか、定期的に回ってみておるといふことなのか、住民から声があったのが主になっているといふことなのか、そこらの点はどうか。

○青原委員長 答弁求めます。

河野建設課長。

○河野建設課長 路面の舗装に穴があいておるとい状況はいろいろな場面がございますけども、住民の通報ももちろんありますし、あるいは職員からもあります、それから行政のほうからもあります、年間で舗装の委託をしようと、ポケット等という形で委託しておるとい状況もございます。こういったこともありますので、いろんな方面から情報提供があるということでございます。

なお、これらにつきましては、本年度から、これは昨年来、市長就任以来指示を受けておったわけでありましたが、年間委託方式で道路点検を、道路補修をするようにということで、21年度におきましては各旧町単位のエリアごとに年間維持業者を配置をさせていただきまして、点検いたしますか舗装の対応がすぐできるような方法をとっておるところでございます。通報といいますか、その状況につきましてはいろいろな経過があるということでご理解を願いたいと思います。

なお、我々としましてもパトロールはそれぞれの課におきまして実施をしておるところでございます。なお、それでもわからない場合につきましては、近所の方あるいはそういった通報した方からの情報提供をいただいておりますので、それに対応しておるのが現状でございますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○青原委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 済みません。抽象的な質問になるかもわからないのですが、市長さんのほうへ一遍お伺いしたいと思います。

成果と課題の165ページの地域高規格道路対策費についてでございますが、20年度も決算で36万円、それから今年度も当初予算として45万円ぐらいの予算を組んでおられます。それで、今までも国、県へいろいろと要望活動をなされてこられたわけです。これからも予算措置においては国、県へ要望されると思うんですけど、抽象的なというのが、今の政権のほうが自民党のほうから民主党のほうにかわったという経緯の中で、そのあたりを市長さんはどのように考えておられ、またどのように取り組まれようとされておるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○青原委員長 浜田市長。

○浜田市長 道路の地域高規格道路、まさしくいわゆる一番高速道路とか地域高規格、影響を受けるんじゃないかと思っております。民主党さんがいいとか自民党さんがいいとかいう議論じゃなしに、世の方向とすればそういうハード的なものは非常に厳しくなると。そうはいうても、安芸高田市として重要な課題でございますので、さらなる要望なり陳情をしていきたいと、皆さん方のご協力を得るかもわかりませんが、新たな体制のもとに、また新たな課題についてはお願いをしまりたいと思っております。これに限らず、大きな過疎法の問題とか、これまで継続して必要な事項もございますので、それらとあわせて新しい新体制にはうちの

状況というものをしっかり知っていただき、ご理解を賜るように努力してまいりたいと思っております。皆さんの協力を得ることになるかと思えますけど、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○青原委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

塚本委員。

○塚本委員

先ほど道路台帳のことが出ておりましたけれども、その道路台帳の整備というのはどの範囲まで、市道に認定した範囲内の中での例えば距離であるとか幅員であるとかいうような整理だけなんですかいね。例えば民有地をもらって、登記までその台帳の中で整備されているのかどうか、あるいは今までの町道から市道になった時点で、民有地の登記部分が随分まだ整備されていないのがあるんじゃないか思うんです。そこの辺の道路台帳、登記の整備の仕方というのはどういうふうになつとるのか、まず1点。

それと、住宅のことなんですけれども、耐用年数を越えた住宅を廃止というような文言も出ておりますけれども、例えば例でいいますと、吉田で随分古い団地が新町であったり、西土手であったり、左円であったりというのがありますよね。それで、このたび促進住宅の購入というのがあります。そこらの空き地との関係で、そこらへ移ってもらうというようなことをして政策空き家を早くつくって、空き地にしてそこらを、不動産を処分するというようなことも今後考えていかにやいけんのだろうというふうに思ひますが、そこらの点の取り組みはどのように考えておられるのか、2点ほどお聞きします。

○青原委員長

答弁を求めます。

南部管理課長。

○南部管理課長

まず、道路台帳の整備の件ですが、道路台帳の整備は、道路の市道の認定されたものの幅員、延長、橋梁等があれば橋梁、構造物、それらを台帳に図面とともに記載したものでございます。議員さんのほうからご質問がありました登記の件でございますが、まだ市道に認定されていても底地が登記が変わっていないもののがかなりございます。現在それを、徐々にではございますが、登記の切りかえを行っているところでございます。以上でございます。

○青原委員長

浜田市長。

○浜田市長

雇用促進の購入に伴う、今度は住宅の結局古いとこの分の対策について、いわゆるそこを出してもらうことを含めてやってるわけですけど、その跡地利用につきましては、非常に今いろんな多角的な方面で検討するように指示をしております。例えばこのまちの地域には児童公園とか子どもの遊び場がないんでそういう利用とか、市の近辺の駐車場もないというんで、そういう多角的に考えていきたいと、できれば念願でございます子どもたちの遊び場の整備というのも大きな方向として今考えとるところでございます。多角的に市民のまた意向を踏まえながら、有効に活

- 用してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。
- 青原委員長 よろしいですか。  
ほかに質疑は。  
金行委員。
- 金行委員 道路台帳のことですが、今、課長全部やってない、僕もやってないとは思っておったんですが、これちょっと確認してくんですが、今道路になっとなって、町道から市道になっとなって、分筆等々でやってないということですが、これは税金等はもうそれは払ってないでしょう、そこを1点。
- 青原委員長 答弁を求めます。  
南部管理課長。
- 南部管理課長 ただいまの金行委員さんのご質問でございますが、現在の道路をつける場合は、当然事前に用地買収して名義をかえて、それから工事にかかるというのでございますが、合併以前のものにつきましては寄附行為でやっていただいとるものもございまして、そのために名義変更ができてないというものもございまして。ご質問の税金の免除に全部なってるかどうかということでございますが、これは実際に100%免税になってるかどうかということ、道路部分が減免されているかどうかということにつきましては現在把握しておりません。100パーセント免税になっているとは私の時点では把握しておりませんので、中にはかかっている箇所があるかもわかりません。以上でございます。
- 青原委員長 金行委員。
- 金行委員 それも当然に思いますが、これがベターじゃない思うんです。たとえそういうもとの地主さん等々で申し込みがあれば適切な処理をする必要があると思いますが、その点は適切に処理をする必要があると思いますが、お答えください。
- 青原委員長 南部管理課長。
- 南部管理課長 現在そういうこと、事案がわかり次第、整理をさせていただいとる状況でございます。ご理解賜りたいと思います。
- 青原委員長 塚本委員。
- 塚本委員 先ほどの南部課長の話の中で、寄附行為ということで整理をしとるんだという中で、地権者の皆さんの意見の中に、寄附したんだからせめて管理ぐらいはしてくれよというのが当然あるだろう思うんです。しかし、草刈りにしろ、いろんな維持管理の状況を見ると草刈りで例えば50センチ、それはわかるんですけども、寄附行為をしたんだからせめて草刈るぐらいの高い、3メートルも5メートルもあるようなやっぱりところもあるわけですね。そこらのところが非常に市民感情として、ただで寄附はしたのに管理までこっちがまたするんかというような状況が現実にあるわけですね。そこらの苦情というか、地権者の皆さんから言われたときの対応というのはどういうふうに関今後考えていかれるのか、我々が聞かれても今基本的には50センチしか刈れませんけえのというぐらいのことしか言えんわけですね。ですから、すべてシートを張って草が生

えんようにしていきますよというようなことは到底できるわけでもありませんし、そこらのところの基本的な、対応的な考え方というのはどういうふう到我々あるいは職員の皆さんもされようとしとるのか、そこらとこちよっと、非常に難しい質問だろうとは思いますが、それでも。

○青原委員長

廣政建設部長。

○廣政建設部長(公営企業部長)

市道等の維持管理の、特に草刈りにつきましては、ご承知のように約1,200本ぐらいの市道の認定ございまして、支所別懇談会等も、いろいろ高齢化が進む中でなかなか草刈りが難しいというご意見いただいております。県等によればNPO的な一つのものを組んで、何ぼか区間を決められて燃料等ぐらいの費用を見ておられるような団体もあります。なるべくそういうような形で対応していただくというのが現状の状態でありまして、原則的には地先の方にいろいろご無理をお願いをしておるといのが現状であります。予算的にもかなりの草刈りにつきましては予算も必要としますので、なるべく主要地方道、町境等の集落が少ないところについてはやむを得ず業者等にもお願いをして、少ない予算の中で管理をしておりますけども。寄附のあるなしにかかわらず、市道という一つの中にはなるべく地先の方々にお願いしているというのが現状であります。予算と絡み合わせというものもありますので、そこらをちよっとご理解いただければというふうに思います。

○青原委員長

よろしいですか。

ここで11時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長

再開をいたします。

質疑ありませんか。

前川委員。

○前川委員

科の流用ですよね、科ごとの流用があったかどうか、もしあれば10万以上のものがあるのかどうか、ちょっとお答え願います。10万以上あれば。

○青原委員長

前川委員、10万円以上いうたらかなりの数があるんですよね。

○前川委員

大きいのもいいです。

○青原委員長

それで、どこからどがにい持ってきたかいうのを詳細が知りたいわけですね。

○前川委員

そうです。

○青原委員長

これはどうですか、全部が全部できますか、できんでしょう。

○前川委員

大きなものをお願いします。

○青原委員長

そうですね、ページを追って、それじゃあ答弁をお願いいたします。

河野建設課長。

○河野建設課長

それでは、大きな流用のものを説明をさせていただきます。

116ページでございます道路橋梁総務費、備考欄に160万というものが  
ございますけども、これは人件費を3目の道路新設改良費、補助対象事  
業の項目の給料のほうに人件費を流用したものでございます。それから、  
同じく116ページの道路維持費101万円というのがございますが、これは  
県営事業の負担金が年度末に不足したということで流用させてもらって  
おります。101万円を県営事業負担金のほうに、3目の道路新設改良費の  
ほうに流用させてもらっております。こういったものが大きなものでご  
ざいます。以上でございます。

○青原委員長 よろしいですか。

○前川委員 はい。

○青原委員長 ほかに質疑ありませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員 先ほど道路維持に関していろいろ質問させていただきましたが、20年  
度の財政状況の5ページにも円グラフがあるんですけど、福祉、教育に  
ついては、新市長になられて重点的施策も掲げられておりますが、投資  
的経費も約1割減です。維持修繕についてはほとんど変わらないという  
ようなことで、20年度は相当投資的経費も下がっておると、こういう実  
態になるわけですね。

政策的なことになるかもわかりませんが、今、建設事業者において相  
当厳しい経営状況が強いられているというようなことで、そこらのこと  
も考えながら、安芸高田市の発展とやっぱり市民生活向上とといいますか、  
雇用対策とといいますか、若者定住とといいますか、いろんな総合的に考え  
たときに、この決算を受けて22年度にどのように影響を及ぼすかという  
ことも考えていく必要があると思うんですけども。ここらについて、  
例えば今道路もキロ数も801キロ、中には相当補修をしなくてちゃんら  
んというふうな、地元住民が見ても、安全対策から見てもやってほしい  
という箇所が相当あるんだらう、そういうところについて、今、繰越明  
許については全部済んだと、100%、44件済んだということになってお  
りますが、ここらについて今後の対応をどういうふうな22年度に反映さ  
れるかということをお聞きしてみたいんです。

それと、もう1カ所は、成果説明書の162ページ、ここの中に3番で県  
営事業負担事業というのがあります。その中に、道路改良事業5カ所、  
これ事業費が875万円となっておりますが、例えば私が気になっておる  
道路があるんですけど、道路の名前がちょっとわかりませんが、印内を  
通過しておる道路があるわけですね、そこらについてこの負担金の中  
に、5カ所の中に入るとるのかどうか、まずお聞きいたします。

○青原委員長 答弁を求めます。

廣政建設部長。

○廣政建設部長(公営企業部長) 先ほど来、市道維持の関係であります。この件につきましては、昨年  
度、本年度につきましては、ご承知のように経済対策等、臨時交付金等  
で、建設部としては常時から、積み上げから課題であった市道の維持等

は財政のほうをご協力いただきまして、ある程度事業も進んできたというふうに思います。22年度以降につきましては、施策がちょっと私のところ不透明でございますし、財政のほうもそれぞれお考えがあるように思います。維持費のここの統計につきましては、統計上でありますし、機械修繕から施設の修繕維持費等もこれ含まれとると思いますし、市道関係では道路建設費、建設費関係のほうにも幾らか振つとられるのかなというふうな気がいたします。前年度対比のある程度の要求はしていくつもりでありますけども、当面の財政という一つの大きな問題もありますし、それらと兼ね合わせての考えだということになろうというふうに思います。

印内のほうにつきましてはちょっと担当課長のほうから申し上げます。

○青原委員長

河野建設課長。

○河野建設課長

県営事業の負担金の関係でございますが、入っておるかという点でございますが、これは入っております。道路改良事業5カ所のうちの1カ所に原田吉田線、印内の、これは特に場所につきましては高宮町境でございますけども、入っておるところでございます。以上でございます。

○青原委員長

宍戸委員。

○宍戸委員

これが入っておるということになりまして、例えばこの道路については合併支援道路ということで現知事が約束をされた道路改良事業だろうと、こういうふうに思うんですけど、今とまっとりませぬ。今後の見通しというのは、これは県がやることでしょうからなかなか難しいと思いますが、そこらについて見通しについてはわかりませぬですかね。

○青原委員長

廣政建設部長。

○廣政建設部長 (公営企業部長)

この路線につきましては、お尋ねのように、合併以来の大きな一つの促進道路としての位置づけであったというふうに思います。市長のほうも努力されまして、この路線につきましては再度改良路線として浮上してきたというように考えております。本年につきましては、ある程度調査費的なもんも県のほうも考えていただいているように思いますし、そういった観点から見れば、今後この路線については重要路線として位置づけをされていくというように考えております。

○青原委員長

よろしいですか。

○宍戸委員

はい。

○青原委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時15分 休憩

午前11時16分 再開

~~~~~○~~~~~



- 青原委員長 再開をいたします。  
続いて、認定第7号、平成20年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。  
部長から決算の概要について説明を求めます。  
廣政建設部長。
- 廣政建設部長 (公営企業部長) 認定第7号、平成20年度安芸高田市公共下水道事業特別会計の決算につきまして概要を申し上げます。  
歳入歳出決算書につきましては247ページから260ページになります。  
また、主要施策の成果に関する説明書きで申し上げますと228ページになりまして、決算規模につきましては、歳入総額4億973万6,000円、歳出総額4億662万円、歳入歳出差し引き311万6,000円でございます。  
なお、本処理区につきましては、吉田地区の一部を処理区としておるところでございます。  
以上、ご審議をよろしくお願いいたします。
- 青原委員長 これより質疑に入ります。  
質疑はありますか。  
亀岡委員。
- 亀岡委員 公営企業法の関係で順次公共下水道事業特別会計から進んでいくと思いますが、一応水道関係、上下水合わせてのことですが、これのことにつきまして、平成17年度から21年度までの行政改革の集中改革プランがあるんですね。これの中を見ますと、19ページに地方公営企業等の経営の健全化ということで公営企業等への繰出金及び一部事務組合への負担金の抑制というのがあって、受益者負担の適正化により繰出金の抑制を図りますということがここへ示されとるんですね。20年度決算あるいは前年度の19年度決算等の関係でそれぞれ当該する特別会計の財政の動きを見ますと、繰出金については多額になってきているものももちろんありますが、金額では少なくなってきたものもあるんです。ただし、財政の構成、歳入の構成といたしますか、その比率で見ますと大体にふえてきてるんですね。それで、行政改革のこれからの財政健全化の第一義に強く主張されておりますので、この繰出金の関係と、それぞれ会計における今後のあり方としてはどのように市としてはお考えになっているんだろうかと、この点をお伺いをいたします。
- 青原委員長 廣政建設部長。
- 廣政建設部長 (公営企業部長) 亀岡議員さんのお尋ねでございます。特別会計事業と申しますのは、ご承知のように、お尋ねのようにそれぞれが独自でそれがプラス・マイナス運営をやっていくというのが基本的な一つの姿勢だろうと思います。  
上下水道につきましても、当然受益者という、処理区というものがございます。一番確かに特別会計等では使用料、負担金、また国県等の補助金、先ほどおっしゃられました一般会計からの繰入金、これを主に財源としておるわけでございます。当然特定財源としての使用料、負担金、分担金ですね、これらが足りない場合に一般会計からのお助けを願

うというのが今の現状であります。行政改革プランの中にも、特別会計が独自としてやっていくというのは当然考えていかなければならなりませんし、それをやっていくためにはどうするかといいますと、やっぱり処理区、下水におきましては上水におきましては給水区、これらの加入率をまず上げていくというのが一番大きな課題であろうと、このように思います。

ご承知のように、水道につきましては昨年度から水道料金統一ということもございます。これも下水関係にしてもそういった形で進めていただいておりますけども、当然料金が今後それに、臨時に間に合うかどうかというのも、これも3年、5年等これ見直しもしてやろうと、このように考えます。一番大きな問題は、やはり給水区、処理区の加入率、これをまず100%に持っていくというのが特別会計の運営としての大きな目的だろうと、こういうふうに思っております。

○青原委員長 亀岡委員。

○亀岡委員 考え方としてはまさにそのとおりだと思いますが、実際問題として加入者をふやすというのはなかなか簡単でないですね。生活環境整備の面、また時代の進歩、そういった面から当然こういった改善事業について加入者がふえていくというのは最も理想であります。ただ、これまでの事業展開をしていく中で、この地域にはどれだけの戸数があり、住民の数があって、水の使用量は何ぼ要るんだというので画一的にそういったことを基準にして進められてきた事業も、すべてとは言いませんが、あるんですよ。

そういうことの中で、個々においては水源は確保してると、上水にしましても、だから水があるのに地域がその事業へ関係しとるからということで加入しにくいというようなものがありますね。そこらも大いに影響しとると思うんですね、それぞれの会計の財政にですね。いうようなことから考えますと、これからというのはもはや手おくれ的な面もあるかもわかりませんが、こういった事業に限らず、事業の取り組みをする場合にはよほど実情、実態の調査、そういったことが重要になってくると、このように思うわけですが、それは一つの理想の方向として申し上げるんであって、当面このように繰出金をしないと特別会計のやりくりが要は成り立っていかんということの場合、今後地方交付税あたりがどうしても減額になってくるというようなことの中で、ここらが財政的に特別問題になることはないのかどうか、また連結決算等での関係ではこういったことがどういうふうに我々は考えていけばいいのか、そこらあたりについて市のほうの考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○青原委員長 藤川副市長。

○藤川副市長 一般会計、特別会計含めてすべての項目で言えるんですが、まず今ご指摘がございましたように、財政健全化法というのが平成19年の6月に国のほうで公布されて、それぞれ財政指標、今の言われる実質公債費比率等を公表しなさいということをご承知のとおりだと思いますが、あくま

でも私が基本に思っておりますのは、まず、安芸高田市の財政健全化計画、その次に、市の合併の建設計画を踏襲した総合計画、実施計画ですね、それと今、第1次、17年からご指摘のとおり21年までの行財政改革、この3つをどうしても整合性を見ながら、チェックをしながらすべての事業展開をしていくというのが基本だろうと思っております。

その中で、実は実質公債費比率の中には安芸高田市の借金でございませぬ公債費、さらに特別会計へ出します繰出金、それと一部組合の負担金等、それと標準財政規模130数億の、これの割合が実質公債費比率に出てくるようになっておるシステムになつとるんですね。要するに以前のように足らざるはすべて一般会計から補っていただきますという意識はすべて排除させていただいております。要するに最低限の維持管理費なり、歳出の抑制、歳入の確保にそれぞれの特別会計を取り組んでいただいているのが実情でございまして、可能な限り耐えられるものは耐えていくと、すぐさま更新をすべて上下水道言わずしていくという意識は脱皮していただいて、なるべく小さな経費で進めていくという基本原則をそれぞれヒアリングの中で出しておるところでございませぬ。

そういった中で交付税の関係、たまたま本年度は元気再生で三、四億の交付税の増がございまして、それと経済対策がございましたが、政権が変わりまして、交付税は落としませんというような談話は出ておりますが、これも定かではございませぬが、安芸高田市といたしましては、実質公債費比率をいかにして下げていくかというのを今財務当局のほうもいろいろな角度で検討をしているところでございまして、これを何年か後には県の許可からうちの任意の起債を借り得る自治体として今いろいろと勉強していただいております。そのような中での特別会計の位置づけというのをそれぞれの原課が認識をしていただいて、予算編成に取り組んで実施をしていきたいと思っております。それが基本でございませぬで、よろしくお願ひします。

○青原委員長

亀岡委員。

○亀岡委員

申されるとおりでありまして、行政改革、財政健全化計画、そして財政運営計画等が本当に言われるとおりの整合性がないけんということもそのとおりであります。

もとに戻りますが、それぞれの事業の関係の市民の皆さん、また地域における事業等の関係の直接の問題、そこらで考えましたときにここに言われておりますように、冒頭申し上げましたが、受益者負担の適正化によりということ、勢いじゃあ、例えば一般会計依存はいけんということの中で繰越金を抑制し、受益者負担が増大するということにも、なかなか市側が考えていただいとるだけでは難しい面もあると思ひますので、やはり今度第2次の来年度からの行政改革大綱も先般示されましたが、そこらの市民に対する周知方とあわせてこういった現状をできるだけ機会を多くして、市のとりわけ財政事情等について十分な市民に対する情報開示と周知方をしっかりやっていただくと、こういうことが

今極めて大事ではないかと、このように考えるんですね。

それに対して、しつこいようですけど、もう一回お願いしたいと思いますし、先ほど話の筋には合っと思うんですが、直接連結決算との関係についてはできればもう一度説明をいただきたいと思います。以上です。

○青原委員長 藤川副市長。

○藤川副市長 原則は先ほど申したとおりでございます、そういった財政の仕組みについては行政経営課長のほうから詳しく説明をさせますので、よろしくをお願いします。

○青原委員長 武岡行政経営課長。

○武岡行政経営課長 それでは、先ほどございました健全化法等々の中での連結決算等の考え方についてご説明を申し上げます。

先ほど、副市長のほうからありましたように、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年の6月に公布をされたところでございます。これによりまして、平成21年度、いわゆる20年度の決算数値から地方公共団体の長は毎年度、前年の決算の提出を受けた後に速やかに健全化の判断比率等を公表するようになってございます。これにつきましても、当然監査委員の審査に付した後に意見書をつけて議会のほうにも報告をすることとなっております、これにつきましては既に報告をさせていただいたところであります。

とりわけ今回の財政健全化法の中では、財政健全性の指標となる数値といたしましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標を示すこととなっております。特に連結実質赤字比率につきましても、これまで夕張の例でもございますが、連結赤字比率によりまして普通会計と公営企業会計を連結した赤字が明らかになります。普通会計のみを対象としております実質収支は、いわゆる夕張の例でもありますように操作が可能だということで、これ以外の国民健康保険事業や公営企業会計への繰り出し、こういったものにつきましても一応連結をさせていただきまして、最終的に普通会計が負担となるものにつきましても連結実質赤字比率によりましてこの問題点を監視をすることができるということでございます。特に実質公債費比率につきましても、地方債の発行管理の指標となりますので、平成18年度から既にこの数値の公表については導入をいたしておりますが、公営企業の元利負担金の一般会計からの繰り出し、それとか一部事務組合等への公債費への負担金、これらも算入をすることとなっております。自治体の債務負担の実態がこれによって明らかになるわけでございまして、公営企業や一部事務組合等の地方債の残高が実質公債費比率の数値に大きく影響を及ぼすということで、この実質赤字比率につきましても公表をさせていただいておるといところでございます。以上でございます。

○青原委員長 新川下水道課長。

○新川下水道課長 私のほうからは、市民の皆さんへの啓発ということで交代をさせてい

ただきたいと思います。

事業の実施に当たりましては、まず特定の地域の皆さんにすべて個別にご案内をし、工事のご説明をさせていただいております。その中で、工事については、直接業者が決まっておりますので業者説明なり、地元のご協力を願い行います。それから、そのときにこれからの下水の使用料あるいは負担金等の説明も一緒にさせていただきまして、加入のお願いをします。それから、工事が終わりましたら今度はいつでも入れる状態になりますので、排水設備のほうの説明ということで、また同じ方を対象に集まっていただきまして、それぞれ一緒に説明会をさせていただいております。このときも使用料の細かい説明、また今度は皆さん方に排水設備の工事をしていただきますので、そういった工事の方法なり疑問点をそれぞれ言っていただきながらご相談に乗っております。

その中で、先ほど来ありましたような一般会計からの繰り入れ等の大変厳しい財政事情もあわせてご説明をし、皆さん方の下水の享受を受けるためにはやはり相当の負担が要る、またそれはこの会計だけではなしに一般会計、享受をされてない区域の方の税金も使ってこの事業が行われているんだという趣旨の説明をさせていただいております。その中で、一応そうはいいましても、ご負担がそれぞれ予定がございますので、3年間の中でお願いをしますよという形でいっております。ですから、事業が始まってすぐにそういった接続がされれば使用料のほうもすぐふえるわけですが、大きな事業でございますので、3年間の猶予を持って皆さん方にもお願いをするというふうな形で進めております。

下水、管路の工事はそういう形なんです、浄化槽につきましては、それぞれ個別の対応でございます。これにつきましては工法等での事業の説明もしておりますし、排水設備の業者さんが登録で約120社ぐらいおられますので、それぞれ業者の方がそういった啓発の代役といいますか、そういうことにもなりますので、そういった業者対応もしながら事業の早期の実現、それから使用料につきましては滞納整理の委員会を中心にそういった使用料を確実にいただく、またどんどん加入していただくというような形の中で進めております。以上です。

○青原委員長　　よろしいですか。  
ほかに質疑ありませんか。  
金行委員。

○金行委員　　1点お聞きします。20年度の成果報告で228から229へ載っておりますように、54号線の事業で管路占用等でいろいろ苦慮をされてやっておられます。その中で吉田地域の公共下水道が全般的におくれとるということで、ここに公共特環の特別環境保全のほうへ見直しを着手するということですが、そのほうの見通しはどんななか、その1点お聞きします。

○青原委員長　　新川下水道課長。

○新川下水道課長　　下水道事業のほうは、県あるいは国の認可を受けて初めて大きな予算がつきます。そういう中で、この認可はある程度5年あるいは10年をめ

どにそういった計画を立てて国にお願いをし、そこから認可が完了した部分から、大きな計画区間はもっとあるわけですが、まず当面二、三年ごとに実施ができる区域を認可を先にいただいてやっております。そういう中で、合併後そういう大変厳しい状況の中でどんどん進めていくというやり方と、あるいは個別浄化槽を取り入れて、早くに享受をしていただき、また小さいお金でそういったことができるという大変考え方がかなり出てまいりましたので、そういう事業の認可を変更して、集合処理から個別処理へ向かっていくというのが吉田処理区あるいは八千代処理区の考え方でございます。

これはこれまで、すぐにはなかなかできない状況であるわけですが、国のほうもそういった厳しい状況の中で市町村の意見も十分理解が得られる状況になっております。そういう中で我々のほうも昨年度から個別の浄化槽の補助金型ということで、市民の皆さんの急がれる方に対してはそういった生活排水処理をすぐできるような体制もとっておりますが、認可を改めて変更するというのは今年度から考えましてやっています。そういう中で、今年度大きな見直しを吉田の処理区と八千代の処理区について行いたいということでございます。

○青原委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第8号、平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

部長から決算の概要について説明を求めます。

廣政建設部長。

○廣政建設部長（公営企業部長） 認定8号、平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計の決算の概要を申し上げます。

一般会計、特別会計の歳入歳出決算では261ページから274ページ、また主要施策の成果に関する説明書きにおきましては229ページから231ページとなります。歳入総額に、決算規模につきましては、8億4,094万5,000円、歳出総額8億3,310万3,000円、歳入歳出差し引き額784万2,000円でございます。

なお、当処理区におきましては、八千代、甲田、向原地区の一部を処理区として運営をしております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○青原委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第9号、平成20年度安芸高田市農業集落排水事業特別会

計決算の認定についてを議題といたします。

部長から決算の概要について説明を求めます。

廣政建設部長。

○廣政建設部長（公営企業部長）

認定第9号、平成20年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計の決算の概要を申し上げます。

一般会計、特別会計歳入歳出決算書では275ページから288ページになります。また、主要施策の成果に関する説明書きにおきましては、232ページから233ページの説明をさせていただいております。決算規模でございますが、歳入総額4億3,427万8,000円、歳出総額4億3,407万6,000円、歳入歳出差し引き額20万2,000円でございます。

なお、本処理区におきましては、市内6地区のそれぞれ一部区域を対象としております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○青原委員長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第10号、平成20年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

部長から決算の概要について説明を求めます。

廣政建設部長。

○廣政建設部長（公営企業部長）

認定第10号、平成20年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計の決算の概要を申し上げます。

一般会計、特別会計決算書の289ページから302ページ、また主要施策の成果に関する説明書におきましては233ページから234ページでご説明をしております。決算規模につきましては、歳入総額2億2,278万円、歳出総額2億2,272万7,000円、歳入歳出差し引き額5万3,000円となります。

なお、平成20年度の設置基数につきましては、市内それぞれ83基でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○青原委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

塚本委員。

○塚本委員

公共下水の八千代、吉田の区域を浄化槽へ切りかえたということがありますよね。その中で、今の基数、83基浄化槽が設置されて、吉田で38基、八千代で1基ということなんですけれども、推進状況がPRも含め変更してこういう形に切りかえていきますよというようなPRができて、吉田の38基の中にその区域の人が何人ぐらいおられるのか、八千代の1基で見れば非常にPRが少ないんかなというふうな状況も見えますんですが、その点はどうでしょうか。

- 青原委員長 新川下水道課長。
- 新川下水道課長 まず、先ほどご説明しました吉田と八千代の処理区の切りかえというのは、一般会計での浄化槽の個人の設置型のほうで対応しとることをご理解を賜りたいと思います。その中で申しますと、吉田と八千代につきましては、平成20年度におきまして、一般会計のほうで書いておるんですが、吉田で42基、それから八千代のほうで26基という平成20年度の結果がございます。
- 塚本委員 ちょっと待ってくださいよ。
- 新川下水道課長 一般会計……。やっていいですか。
- 事業費で書いとるんですが、112ページの成果と課題、成果の説明書なんですけど、基数で68戸の方に一般会計による浄化槽整備と、68基でございますが、これが内訳といたしましては吉田が42基、それから八千代が26基という形で切りかえた成果でございます。この特別会計のほうの浄化槽につきましては、それ以外の初めから浄化槽で整備をするという地域の実績でございます。以上でございます。
- 塚本委員 はい、わかりました。
- 青原委員長 よろしいですか。
- 塚本委員 はい。
- 青原委員長 ほかに質疑ありませんか。
- よろしいですか。
- 秋田委員。
- 秋田委員 決算で歳入状況において県支出金というのが昨年よりもかなり出ておりますし、収入率も予算に対しては7割しかないようになってますけども、ここらあたりの理由の説明をお願いいたします。
- 青原委員長 何ページですか。
- 秋田委員 これは決算審査意見書に数字が出とると思うんです。
- 青原委員長 上本下水道課主幹。
- 上本下水道課主幹 先ほどの質問でございますが、決算書の295ページ、296ページの委員さんご質問の県支出金、浄化槽整備事業県補助金、収入済み額82万2,000円。これが、ここの収入はこの事業をするのに下水道債と過疎債の借り入れをしております。こちらの特別会計のほうは、下水道債の元金の償還分の補助金を県のほうから受け入れておりまして、昨年度まではこちらのほうへ過疎債分も受け入れていたんですが、過疎債分は一般会計のほうで受け入れるように訂正いたしまして、決算書の41ページ、42ページに3目の衛生費県補助金というのがありまして、ここの収入済み額の1,258万4,459円の内訳の中に過疎債分の補助金が入っております。合計で内訳が152万7,000円となっております。前年度とそんなに差はないと思いますので、受け入れる科目が訂正をさせていただきました関係でこちらのほうへ受け入れております。
- 青原委員長 よろしいですか。
- 秋田委員 わかりました。



○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。  
よろしいですか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
この際、13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長 再開をいたします。  
続いて、認定第11号、平成20年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。  
部長から決算の概要について説明を求めます。  
廣政建設部長。

○廣政建設部長(公営企業部長) 認定11号、平成20年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計の決算の決算概要について申し上げます。  
一般会計、特別会計決算書きでは303ページから314ページ、また主要施策の成果に関する説明書きにおきましては、234ページから235ページで説明を行っております。決算規模で申し上げますと、歳入総額828万5,000円、歳出総額827万5,000円、歳入歳出差し引き額1万円でございます。

なお、処理区におきましては、甲田地区の一部地域としております。  
よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○青原委員長 これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
金行委員。

○金行委員 1点お聞きします。これは17年度で処理管理施設完成したんですけど、加入率は今どのぐらいでなっとるか、1点。

○青原委員長 答弁を求めます。  
新川下水道課長。

○新川下水道課長 平成20年度で3年たちまして、改めまして加入促進を行ったわけですが、現在の加入率が50戸のうち35戸、70%ということでございます。そのうち工事をされておりますのが34戸ということでございます。以上です。

○青原委員長 金行委員、よろしいですか。  
金行委員。

○金行委員 当初目標よりどんなんですか。

○青原委員長 新川下水道課長。

○新川下水道課長 これは合併前、甲田町の時代から進められておりまして、吉田口地区ということで非常に100人規模の小さい区域を対象とした集合処理、大

大きく言えば浄化槽を大きくした事業でございまして、そういう中で皆さん方の十分なお意見を伺いながら事業を進めてきたところでございますが、いざそれぞれ加入促進の中でご意見を聞いてみますと既に浄化槽を設置されておまして、それが供用しておりますおうちが3件ぐらいあります。それから、実際には家屋でなくて倉庫等が対象になっているような状況もありまして、これ以上加入促進を進めてもなかなかすぐに100パーという形にはならないような状況も今は見えております。

そういう中で、そうは言いましても浄化槽をいざ設置をできるかというところとそうでない方もおられまして、そういう方に対してはこういった事業は適切であったと思いますが、なかなか維持管理費の方もかかっておりますので、そういう中で残りの加入が可能な方につきましては、引き続き支所と協力をいたしまして加入促進に努めてまいりたいと考えております。

○青原委員長 金行委員。

○金行委員 私も私の地元ですからね、これはぜひやってくださいってお願いした一議員ですからそれはいいんですけど、ここでなぜ聞いたかというのは、物事をするときにはやっぱりそのときの目的で、それはやっぱり加入促進のときの裏打ちいうんですか、入ってくださいという部分のね、ただ、こういう点では絶対入ってもらえる裏約束いうんですか、そういうもんが必要なくても必要じゃ思うんですけど、今からの公共工事はね。ただ、必要だからやって、そこは必要ないということで聞いただけで、そういう事情もあるのも知っとるんですけど、どうしてもいう分は目標で言ったんならそのもとに努力してもらいたいということを1点お聞きしますが、それはどんなんですかね。

○青原委員長 新川下水道課長。

○新川下水道課長 当初の目標といいますのは全戸加入ということでございます。そういう中で、病気であられる方とか、亡くなっておられる方もおられます。まだなかなか加入が可能でありながら入っておられない方につきましても、いろんな市のほうの、例えば銀行等からの資金融資の補助等もあわせまして、そういった助けもしながらやりたいという気持ちでおります。

○青原委員長 ほかに質疑ありませんか。

[質疑なし]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第12号、平成20年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

部長から決算の概要について説明を求めます。

廣政建設部長。

○廣政建設部長(公営企業部長) 認定第12号、安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の概要について申し上げます。

一般会計、特別会計歳入歳出決算書で申し上げますと315ページから

328ページ、また主要施策の成果に関する説明書きにおきますと236ページから239ページに説明書きとして述べております。決算規模で申し上げますと、歳入総額5億509万3,000円、歳出総額4億9,999万8,000円、歳入歳出差し引き額509万5,000円でございます。

なお、給水区につきましては、市内6地区それぞれ一部地域を給水区としております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○青原委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第13号、平成20年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

部長から決算の概要について説明を求めます。

廣政建設部長。

○廣政建設部長（公営企業部長） 認定第13号、平成20年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計の決算の概要を申し上げます。

一般会計、特別会計歳入歳出決算書におきましては329ページから338ページ、また主要施策の成果に関する説明書きにおきましては、239ページから240ページで説明をしております。決算規模におきましては、歳入総額1,112万8,000円、歳出総額1,109万3,000円、歳入歳出差し引き額3万5,000円となりました。

なお、処理区につきましては、高宮町地区の一部地域を給水地区としております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○青原委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第14号、平成20年度安芸高田市水道事業決算の認定についてを議題といたします。

部長から決算の概要について説明を求めます。

廣政公営企業部長。

○廣政公営企業部長（公営企業部長） 認定第14号、平成20年度安芸高田市水道事業決算について概要を申し上げます。

経営状況、収益的収支につきましては、事業収益2億7,003万7,478円、事業費用2億2,776万4,003円、いずれも消費税及び地方消費税の税抜き額でございますが、差し引き4,227万3,475円の当年度純利益を計上することができたところでございます。資本的収支、第4条関係につきまして

は、収入の決算額4億1,080万3,516円、支出の決算額4億7,122万5,018円、いずれも消費税及び地方消費税の税込み額でございます。収入の不足額6,042万1,502円につきましては、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額821万2,594円、過年度分の損益勘定留保資金975万4,288円、当年度分損益勘定留保資金4,245万4,620円で補てんをいたしたところでございます。

以上、概要を申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○青原委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時13分 休憩

午後1時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長

改めて再開をいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

以上をもって、本日の決算審査特別委員会を終了いたし、散会いたします。

次回は、明日9月30日10時に再開をいたします。

ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後1時15分 散会